

# 運 営 規 程

指 定 通 所 介 護 サ ー ビ ス  
介護予防通所介護相当サービス

デイサービスセンター夢見草

## 目 次

第1条	(事業目的)	• • • • •	1
第2条	(運営方針)	• • • • •	1
第3条	(事業所の名称及び所在地)	• • • • •	1
第4条	(従業者の職種、員数及び職務内容)	• • • • •	2
第5条	(営業日、営業時間)	• • • • •	2
第6条	(利用定員)	• • • • •	2
第7条	(指定通所介護等の提供方法及び内容)	• • • • •	2
第8条	(利用料その他の費用)	• • • • •	3
第9条	(通常の事業の実施地域)	• • • • •	3
第10条	(サービス利用に当たっての留意事項)	• • • • •	3
第11条	(緊急時等における対応方法)	• • • • •	3
第12条	(非常災害対策)	• • • • •	4
第13条	(苦情処理)	• • • • •	4
第14条	(虐待防止に関する事項)	• • • • •	4
第15条	(その他運営に関する重要事項)	• • • • •	5
第16条	(衛生管理等)	• • • • •	5
第17条	(業務継続計画の策定等)	• • • • •	6
第18条	(地域との連携等)	• • • • •	6
附則		• • • • •	6

## デイサービスセンター夢見草 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社ライフケアさくらが設置するデイサービスセンター夢見草（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービス（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所介護等の円滑な運営管理を図るとともに、要介護又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所介護等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定通所介護等においては、要介護状態等の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定通所介護等においては、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定通所介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。
- 8 前7項のほか、「大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター夢見草
- (2) 所在地 大分市大字猪野876番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている指定通所介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 通所介護従業者

ア. 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護等の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るために適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

イ. 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康状態の確認及び介護を行う。

ウ. 介護職員 3名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

エ. 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むうえで必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日、営業時間)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日とする。

(2) 営業時間 8時30分から17時30分とする。

(3) サービス提供時間 9時00分から16時00分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、24人とする。

(指定通所介護等の提供方法及び内容)

第7条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画等に基づく通所介護計画書により行うものとする。

(1) 身体介護に関するこ

日常生活動作能力の程度により必要な支援及びサービスを提供する。

(排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護)

(2) 入浴に関するこ

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、入浴サービスを提供する。

(衣類着脱の介助、身体の清拭、洗身・洗髪、整髪、その他必要な入浴の介助)

(3) 食事に関するこ

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

(配膳・下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助)

(4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

(5) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるようアクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

(レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操ほか)

(6) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には従事者が添乗し必要な介護を行う。

(7) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(利用料その他の費用)

第8条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び大分市長が定める基準によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定通所介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えてから、おおむね片道1kmごとに200円を徴収する。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| (1) 食費及びおやつ代       | 食費：620円 おやつ代：30円 |
| (2) おむつ代ほかの消耗物品等   | 実費               |
| (3) 利用者の個別選択による飲料代 | 同上               |
| (4) 行事参加費（レク材料費等）  | 同上               |

4 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族からの同意を得るものとする。

また、金額の変更を行う場合も同様の取り扱いとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大分市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は指定通所介護等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、指定通所介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えて消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 3 事業所は、非常災害時に大分市東消防署及び大分市長寿福祉課へ速やかに通報できる体制を確保する。

(苦情処理)

第13条 事業所は、指定通所介護等の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第15条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修機関が実施する研修や当該事業所内研修への参加の機会を計画的に確保し、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は復命を行うものとする。

(1) 採用時研修	採用後1か月以内
(2) 認知症介護基礎研修（本条文にいう無資格者）	原則として採用年度中
(3) 繙続研修	
ア. 虐待防止	年1回
イ. 権利擁護	年1回
ウ. 認知症ケア	年1回
エ. 介護予防	年1回
オ. 感染症	年1回

2 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 事業所は、適切な指定通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定通所介護に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定通所介護を提供した日をいう。）から最低5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ライフケアさくらと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（衛生管理等）

第16条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

- 第18条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護等の提供を行うよう努めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月12日から施行する。

- 改定 平成25年8月1日 第5条（営業日、営業時間）の(2)営業時間の変更  
平成25年11月1日 第6条（利用定員）定員の変更  
                          第14条に「虐待防止に関する事項」を追加  
                          第15条（その他運営に関する重要事項）に研修計画を追加  
平成26年2月1日 第5条（営業日、営業時間）の(3)サービス提供時間の変更  
平成27年12月1日 第5条（営業日、営業時間）の(1)営業日の変更  
                          同(3)サービス提供時間の変更、同(4)及び(5)を削除  
                          第8条（利用料その他の費用）利用料の額「2割」を追加  
平成28年3月31日 第5条（営業日、営業時間）の(1)営業日の変更  
                          第6条（利用定員）定員の変更  
平成28年11月14日 第4条（従業者の職種及び職務内容）条文変更  
平成29年2月1日 第5条（営業日、営業時間）の(3)サービス提供時間の変更  
平成29年4月1日 第1条（事業目的）の事業対象者に「介護予防通所介護相当サービス」を追加

- 第2条（運営方針）の(3)及び第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）の(1)管理者に、「介護予防通所介護相当サービス計画」を追加
- 第8条（利用料その他の費用）第1項に「及び大分市長」を、(3)に「利用者の個別選択による飲料代」、(4)に「行事参加費」を追加
- 平成30年 4月 1日 第1条（事業の目的）の事業対象者が行うサービスのうち、「介護予防通所介護相当サービス」を「第1号通所事所業」に変更ほか
- 第2条（運営方針）の(3)「通所介護計画、介護予防通所介護計画又は介護予防通所介護相当サービス計画」を「居宅サービス計画、」介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン（以下「居宅サービス計画」等）」に変更
- 第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）の(1)管理者のうち、「通所介護計画、介護予防通所介護計画又は介護予防通所介護相当サービス計画の作成」を「居宅サービス計画等に基づく通所介護計画書の作成」に変更
- 第5条の(3)サービス提供時間を「9時00分から14時30分まで」を「8時45分から15時45分まで」に変更
- 第7条（指定通所介護等の内容）を第7条（指定通所介護等の提供方法及び内容）とし、全文を変更
- 第8条（利用料その他の費用）の3の(1). (2). (3)を変更し、「別表2」を追加
- 平成30年 8月 1日 第8条（利用料その他の費用）第1項の「法定代理受領サービスの利用者負担額は1割又は2割の額」を「利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける」に変更
- 平成31年 4月 16日 第8条（利用料その他の費用）の3の(1)を変更
- 令和 2年 9月 1日 第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）第1項各号に員数を明示、同条第2項及び同別表「従業者職種別員数表」を削除
- 第8条（利用料その他の費用）第3項(2)及び(3)の「別表2のとおり」を「実費」に変更するとともに「別表2」を削除
- 平成25年 8月 1日  
令和 2年 9月 1日 } 従業者の職種別の員数変更については省略
- 令和 3年 4月 1日 第5条（営業日、営業時間）(1)、(2)及び(3)の各号を変更
- 令和 4年 3月 1日 第1条（事業の目的）、第2条（運営の方針）、第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）、第10条（サービス利用に

当たっての留意事項)、第11条(緊急時等における対応方法)を全文変更

第12条(非常災害対策)第1項及び第2項全文変更

第13条(苦情処理)第1項の「利用者」を「利用者及び家族」に変更

第14条(虐待防止に関する事項)第1項全文を変更

第15条(その他運営に関する重要事項)第1項(研修)全文を変更、第4項(セクハラ・パワハラ防止)を追加し、旧4・5項は5・6項とする。

第16条(衛生管理等)、第17条(業務継続計画の策定等)、

第18条(地域との連携等)を追加

令和4年12月1日 第4条(従業者の職種、員数及び職務内容)(2)通所介護従業者のうち介護職員を「3名以上」に変更

第6条(利用定員)利用定員を「24名」に変更